

◆富士市子どもの権利条例策定に関する意見シート◆

(第3回会議分)

- 「子どもの権利の保障」について、第3回懇話会で伝えられなかったこと、伝えたいことがありましたら、意見を記入してください。
 - 第3回懇話会資料4について、また、条例の前文に盛り込みたい内容やキーワードについて意見を記入してください。
- ※ 箇条書きで結構です。

A委員

- ・話し合いで方向付けされた通り、前文を入れることに異論はありません。
- ・子どもの権利の規定については、まず4原則を掲げる方がよいと考えます。もちろん、子どもには多くの保障されるべきものや権利があるので、具体的な事項については川崎市のように記載する方がよいと考えています。
- ・規定せず前文に原則を盛り込んだ西東京市の方が後に制定・施行しています。川崎市の条例は参考にしている（はず）と考え、明記しない選択をしたのはなぜなのだろうと思います。懇話会で説明があったように、あまり細かい権利を規定するとそれに固定されたり、それ以外は漏れてしまったりと、偏ったものになることが懸念されます。子どもの権利を等しく保障する条例として整備することが望ましいと思います。

B委員

こどもの権利について。

休む権利、意見を述べられる権利、広く学ぶ権利、多様性を認められる権利、自己決定の権利。

このようなことが、こどもの権利として保障されたら良いなと思います。

C委員

○第3回懇話会で伝えられなかったこと、伝えたいこと等

1 「キャンペーン」の取組③④⑤の募集について

取り組みそのものは面白い企画であり、子どもの権利条例策定への啓発になると思う。

しかし、懸念されることもある。以下のことに配慮し募集していただきたい。

- ・募集に対してどれだけの応募があるか。応募してみようという気持ちになるか。

募集方法に工夫 応募意欲の喚起 適切な募集期間

- ・応募者が「子どもの権利」の趣旨をどれだけ理解して応募してくるのか。前提となる「子どもの権利」への知識や理解がなくて応募できるのか。どんなテーマで作ったらいいいのか、

どんなメッセージを込めたらいいのか。

2 子どもからの意見聴取について

- ・野村座長から前回も声掛けがありましたが、委員としてできる範囲で意見聴取に協力することもやぶさかではない。(個人としての意見)
- ・これらの意見をどうまとめるか。また、条例にどう反映するのか。

3 「子どもの権利保障」について

「子どもの権利」について、制定した他市町村の条例を見ると、それぞれの自治体の思いやねらいがあり様々である。「子どもの権利」を分けて具体的に規定する方向で次回検討することになったが、条約に基づいて条例を制定しているところも結構多い。また、分類の表現も様々である。

事務局でどのように分けるかの原案を提示してほしい。

○条例の前文に盛り込みたい内容やキーワード

子ども観（子ども理解）に関する表現

- ・子どもは、生まれながらにして未来への可能性を秘めたかけがえのない存在
- ・子どもは、発達段階に応じて「感じる力」「認識する力」「学ぶ力」「決める力」「表現する力」等をもち、一人の人間として尊重されなければならない。
- ・子どもは、心も体も未熟だからこそ保護され、守られるべき存在
- ・子どもは、成功体験や失敗体験の繰り返しにより成長していく。
- ・子どもは、自分の権利が尊重されると同じように、他者の権利も尊重されなければならない。

そのために大人は

- ・大人は、子どもの言葉や表情、しぐさで子どもの気持ちや思いを受け止める
- ・子どもの見本になる。子どもから信頼される存在になる
- ・子どもにとって安心して生活できる環境づくりに努める。

○その他

啓発資料、研修資料について

- ・骨子案(4)「子どもとその他の市民が、子どもの権利について学び、理解することができるよう支援し、普及に努める(子どもの権利の普及及び啓発)(学習支援)」

条例の制定を待たず啓発資料や研修資料等のパンフレットや学習資料の作成準備にかかってほしい。

- ・育ち学ぶ施設、及び各種団体の指導者への研修機会も計画的に進めてほしい。

D委員

○キャンペーンについて

- ・マンカラ選手権とありましたが、ボードゲームの大会という認識でよいですか。
- ・動画投稿のイベントがありますが、割と今の学生や生徒さんは動画をオープンにすることが不安などないのかな。(保護者と子どもがお互いにエチケットを理解しあえていたらいいと思います。) 私は SNS などは少し不安です。
- ・未就学児の親として、参加できるものが少なかったもので、市民から子どもの写真を募集して大きなフォトモザイクアートを作って展示したり、いろいろな年代の子どもの手形を集めて、1つの作品など作れたら良いなと思いました。

○前文に盛り込みたいキーワード

- ・「子どもが愛し愛されるまち」(引用：東員町)
- ・自由に学び、情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重される。どの子どももいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち。(引用：松本市)
- ・夢に向かって挑戦する。
- ・子どもは大人とともにまちをつくる大切なパートナー(引用：幸田町)
- ・子ども一人一人が“権利の主体であり、大人の都合やその場の感情などでその権利が侵害されてはいけないー中略ー自分は権利があると同様に権利がある。(引用：岐阜市)

E委員

富士市の子どもの権利条例の形式について

全体 「です。ます。」の文体にし、内容・意味も小学生高学年からでも理解できるような表現にするとよいのでは。

前文について

子どもの権利条約は地球の子どもたちの権利の尊重を謳っているものであり、条約の一つ一つの実現を目指していくことは平和な未来を保証するためにも欠かすことができないことである。その条約の理念に基づき富士市でも条例を策定することは子どもたちの思いを受け止め様々な課題の解決、整備していくことにつながることを再確認できることと、富士市全体でこの条例を生かし、富士市のまちづくりの礎になるような価値観に発展を願うことを示唆できるような全文になったら素晴らしいと思う。

各章について

第1章 総則 目的

定義／言葉の意味

責務／務め 基本理念／基本的な考え方

定義、責務はなじまないので平易な表現にした方がよい

第2章 子どもの権利

子どもたちにとって一番大切な部分なので子どもの声が反映されることと、子どもの権利は子どもが権利の主体であるということを大人も確認できるように具体的かつ平易な表現にすると良いのでは。

生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利、愛される権利、休む権利・・・などなど。それぞれの権利を具体的に説明し権利を守る内容なども盛り沢山にした方が分かりやすいと思います。

第3章以下の章において第2章に記載の子どもの権利を保障、推進していくための各施策、制度等をそれぞれにまとめ、この条例が子ども施策の基本姿勢を示す法規範として機能し具現化していくことを期待します。

付記 子どもおんブスパーツ制度、居場所、評価・検証、連携（行政、学校、地域市民、家庭等）体制、広報・学習、

F委員

事務局の皆さん、お疲れさまでした。また、お送りしますが、第一弾として。

○子どもの権利動画(コンクールと銘打つかどうかは別として)

対象が18歳未満とありますが、高校生が参加してくれることを想定すると、18歳でも高校生可としたらどうでしょうか。

○シンポジウム

青森のと提案したのは、前回(前々回でしたか)ご紹介したとおり、青森市子どもの権利相談センターのスタッフコラムが秀逸だからです。

リモートでいいので、ぜひとも、講演をしていただきたいです。

その他に富士市民のみなさんに、とくに教員に聴いてほしいのは

児童精神科医・田中康雄先生、同じく本田秀夫先生

○富士市版ねほりんぱほりん

NHK「ねほりんぱほりん」のように、富士市内のホストクラブやキャバクラの若者たちにどんな子ども時代を過ごしてきたのか語ってもらおう座談会のようなことをやりたい。

個人的には司会をしてみたいです。

○富士市版病院ラジオ

これもNHKの不定期番組でサンドイッチマンが病院内に開設する特設ラジオ局で患者や家族の声を聴く「病院ラジオ」という番組があります。子ども病院編はとて学びが深かったです。この「病院ラジオ」のようなテイストで例えば児童養護施設の子どもの声とか特別支援学校やでら〜との子ども・保護者の声とか聴いてみたいと思います。

「おもしろ荘子育て勉強会ワンコインゼミ」という講座を主宰しています。
その参加者さんたちに「富士市は子どもの権利条例を令和 4 年度から施行しようとしています。条例が作られることに対する期待、要望、その他なんでもご意見がありますか？」とヒアリングをしてみました。その結果をお届けします。

「条例」から少し離れた内容もあるかも知れませんが、せっかくみなさんが語ってくれたことなので、市民の生の言葉として、ヒアリングしたことを全部、記載しておきます。

2月16日ヒアリング 発言順

子育て経験のない70代未婚女性

「子どもにも人権があるということが市民に伝わるといい。親の付属品ではない。一人の人として子どもを見ることへの契機となしてほしい。」

障害のある高校生と小学生の兄弟の母親

「長男はとくに重度の障害なので、支援学校を卒業したら、デイケア型の施設利用をすることになると思う。でもそれが終着点ではない。親元を離れて暮らせるような場所があるといい。長男もきっと友だちはほしいだろうと思う。ベッドサイドで自由にふれあえるような友だちを。親は知らない、長男と友だちだけが知っている世界があるといい。でも、現実はこちらの子どもに対する福祉サービスが不足している。選択肢がない。条例を機にそうしたことも進展すると嬉しい。」

発達障害があり不登校の小学生の母親

「子どもの権利という義務とセットにされるイメージがありますが、子どもの義務ってなんでしょう。義務を果たせば権利を、ではなく、権利そのものが擁護されるといいです。」

ともに登校・登園渋りのある小学生・園児と未就園児の3児の母親

「多様性ということが強く市民に、とくに教員・保育士に意識されるような条例になってほしい。特性に凸凹があつていいんだと子どもたちが思えるようになってほしい。みんなと違うということを惨めに思っほしくない。子どもたちがそんな思いになる現状を大人に考え直してほしい。子どもには自信を持って生きてほしい。」

参加者異口同音に

「条例とか、権利とか堅いイメージがある。柔らかく条例の内容を伝えていく取り組みをしてほしい。(僕の主宰の会なので)渡部さんが講師になって、学校とかまちづくりセンターとかで条例のことを伝える講師をしたらいいと思う。」

生活保護受給のシングルマザー(発達障害のある小学生と園児)

「娘が通う曙幼稚園ではトイレに行く権利すらない。何度もおもらししているような子が『休み時間に行かないのが悪い』と先生に言われ、またおもらしをするという状況。子どもの権利というよりは、人権侵害ではないか。こうした園がなくなってほしい。」

発達障害があり小学校高学年から中学校三年間不登校だった子ども(今は成人)の母親

「うちの娘が通った聖母幼稚園もとにかく子どもたちをしっかりと、きちんと育てるという園だった。当時は娘が発達障害とわかっていない中で、うちの娘はほかの子たちのようにできないことが多く、そのことを私も先生から責められた。必死に直そうとして、いろいろとできるようになったけど、それは厳しくしたための見かけ上の改善で、思春期に大きな反動がきた。そのことに園はなんの責任も負ってくれない。こういう子どもファーストではない園がなくなるきっかけとなる条例になってほしい。」

別の参加者から「リズム幼稚園もそんなだよ」の声。

上の母親とは別の発達障害があり小学5年生から中学3年生の今も不登校の子どもの母親

「子どもたちに先生を選べる権利を与えてほしい。うちの子は心ない先生のせいで不登校と精神障害になった。そういう先生が平気で今も先生をしている。」

進学校を中退し、心療内科通院中の無職の若者

「文房具を選べる権利。鉛筆は六角形のみ。キャラクターものはダメ。シャーペンもダメ。匂い付き消しゴムはダメ。などなど本当に細かく禁止や規制があった。いろんな個性の子どもがいる。お気に入りを持つことで安心する子もいる。勉強を頑張れる子もいるかも知れない。それにルールが細くなればなるだけ、些細なことで生徒は怒られることになるし、生徒たち同士でも注意し合ったり、非難したり、チクったり、争いが絶えなかった。」

「制服を選べる権利。こうしたことに加えて、制服の自由はLGBTへの配慮としても必要。制服というよりそもそも制服じゃなくてもアリにしてやってほしい。貧困家庭などの配慮として、制服もアリだけどどんな制服でも、そして私服でも良いとしてほしい。靴やくつ下、髪型などあげだしたらキリがない。」

「先生の通信簿を生徒がつける権利。塾だと教え方が下手、接し方が悪いという先生は人気なくなり、場合によってはクビになる。学校はそれがいいけど、子どもが先生を評価するシステムを入れるべきじゃないか。」

既出の中学3年生の今も不登校の子どもの母親

「大賛成。本当にそうしてほしい。」

参加者あれこれ

「教育委員会とか人気投票になるとか言うかも知れないけど、子どもはちゃんと見る目を持っている。」

「塾もそうだけど、大学のゼミなんかは人気があって大所帯のゼミもあれば、ゼミ生がいなようなところもある。小中学校もそれでいいと思う。そうやって評価されて、自分のやり方を反省すればいいんだから。」

「子どもがこの先生がいいって50人も選んじゃうことになっても、それだけの生徒に選ばれる先生は50人学級でもやっていけると思うし、ダメな先生は10人学級でもダメだと思う。」

子育て経験のない50代既婚女性

「先生と生徒には強い上下関係がある。今みたいなおかしくない？と思っていることでも、生徒が先生に物申せない。親に相談しても、親も人質を取られている感覚で、子どもの意見の代弁を強く先生に伝えられない。主張する権利を謳ってほしい。」

大人と子どもは対等であることを条例を通して、どちらにも伝えてほしい。子どもが主張できる権利を保証するとともに、大人にそれを聴く義務を課してほしい。」

すでに全員成人している3児の母親

「子どもたちが何か先生に言うと、『口ごたえするな!』と返される。そうなるともう何も言えなくなる。そういうやりとりを見ているから、いじめを受けているような子がいくら『困ったことがあったら何でも先生に相談しなさい』と言われてもしようと思うわけがなく、結果として子ども自殺過去最多という結果を生んでいるのではないか。」

私塾を経営されている男性

「条例に謳ってほしい権利として、①理解できていない学習項目を再履修できる権利。②子どもの自主性、主体性を育むために、子どもが学校運営（行事その他）に関わる権利。③子どものあらゆる権利を護るために、子どもの味方になって教師、保護者から子どもを守る権限をもつ「子どもの人権保護司（仮称）」を各学校に配置する。」

■2月24日もヒアリングしました。土日になってしまうかと思いますが、追加で送ります。

FAX：0545-55-2956

前回の続きです。

「おもしろ荘子育て勉強会ワンコインゼミ」という講座を主宰しています。

その参加者さんたちに「富士市は子どもの権利条例を令和 4 年度から施行しようとしています。条例が作られることに対する期待、要望、その他なんでもご意見がありますか？」とヒアリングをしてみました。その結果をお届けします。

「条例」から少し離れた内容もあるかも知れませんが、せっかくみなさんが語ってくれたことなので、市民の生の言葉として、ヒアリングしたことを全部、記載しておきます。

2月24日ヒアリング 発言順

子育て経験のない70代未婚女性

こども未来課は、これだけ学校や教育委員会にいちゃもんを付けてきている(笑)、渡部くんを懇話会のメンバーにしているってだけで、本気度を感じるし、期待が持てる。

子どもたちの本当の生きづらさに気づいている大人は、一般市民はもちろんのこと、先生や保育士さんにも少ないと思う。そんな子どもたちの代弁をする役割が渡部くんに求められていると思うし、こども未来課も期待しているんじゃないだろうか。

発達障害のある高校生の母親

子どもの人権ということについて、親に伝えること、知ってもらうことが大事だと思う。母親教室とか育て方教室的なことも行政でも民間団体でもやっているけど、正直、正しいとされるルールに沿って育てることを強られる感じがあり、苦しさを覚える。そうではなく、この「ワンコインゼミ」のような感じで、子どもの人権についても学ぶ機会が作られるといいと思う。

今の親がすでに子ども時代にハメコミ教育で育てている。そうした親はやはり、子どもの権利と聞くと、荒牧先生が言うような義務論やわがまま論を持ちがち。そうではないということ条例ができたなら、親に伝えていってほしい。知ることで声を上げることができる。知らない基準がないからおかしいとも思えなくなってしまう。